



山田 良平



ヤマダ総合公認会計士事務所

3分間

税ミナール

〒124-0012

東京都葛飾区立石1-12-11

TEL 3694-6091

FAX 3691-6680

**日商、事業承継税制の改善を中心とした税制改正意見**

日本商工会議所(以下、日商)は、平成29年度税制改正に向けて、中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた税制の抜本的な見直しを中心とした意見を公表しました。非上場株式の評価額は、企業価値を高めるほど上昇しますが、換金性がない非上場株式に課される相続税は、中小企業の成長に必要な経営基盤の承継を阻害します。そうしたことから、取引相場のない株式の評価方法、事業承継税制の抜本的見直しが必要との考えを示しています。

中小企業の事業承継の円滑化に向けた税制措置の拡充として、まず、事業継続を前提とした、配当重視の評価方法への抜本的見直しを要望しました。中小企業にとって、自社株式の財産価値は、議決権と配当期待権以外にありません。事業承継時の非上場株式は、会社の清算を前提とした貸借対照表上の純資産によったアプローチではなく、配当還元方式の適用拡大など、議決権の保有によって生じる配当を重視した評価方法とすべきだとしました。

次に、現行の取引相場のない株式の評価方法における当面の改善点を示し、1) 類似業種比準価額方式の見直し(類似業種の比準要素、平均株価の対象期間、利益比準3倍等)、2) 純資産価額方式は、負債の範囲を見直し、退職給与引当金、賞与引当金を含める、3) 同族株主判定の際に基準となる「6親等内の血族(はとこ)、3親等内の姻族(配偶者の甥・姪)」は、親族関係が希薄化した現在では馴染まないため、同族判定範囲を縮小すべき、としました。

また、事業承継税制の抜本的な見直しについては、現行制度は、納税猶予割合が約5割で効果が薄く、利用が進まないことから、発行議決権株式総数2/3制限の撤廃や、納税猶予割合の100%への引上げ、兄弟等複数人での承継の納税猶予への対象化を要望しました。さらに、人手不足下での厳しい採用環境や、大規模な災害や急激な経済の悪化等により雇用維持が困難となるケースに対応した雇用維持要件の一層の緩和を求めました。

そのほか、平成29年度改正において見直しの焦点となりそうな配偶者控除については、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除を一本化し、所得額によらず税負担の軽減額が一定となる税額控除制度へ移行すべきとしました。その際、夫婦それぞれの所得に対して税額控除を適用するとともに、夫婦どちらか一方に控除しきれない税額控除額がある場合、他方の税額控除に上乗せする仕組みを提案しています。

日商の税制改正に関する意見はこちらからご確認いただけます。

http://www.jcci.or.jp/zeisei/20160914_zeiseiiken.pdf